

## 第 8 期計画（令和 3～5 年度）における見直しについて

### 令和 2 年度までの事業

#### （事業の目的）

おむつを使用されている方におむつ又は尿取りパッド（以下「おむつ等」という。）を給付することにより、その世帯の経済的な負担を軽減し、福祉の増進を図る。

#### （事業の概要）

##### ○対象

市内に住所を有する 65 歳以上の高齢者で、おむつ等を使用している要支援 1 から要介護 5 までの方及び 3 歳以上の常時おむつ等を使用している身体障害者手帳 2 級以上の方又は愛の手帳 2 度以上の方。

##### ○給付方法

月額 5,000 円を限度として現物給付する。

### 見直しの背景（国における取扱い等）

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に関しては、原則として任意事業の対象外とした上で、平成 26 年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間、実施して差し支えない取扱いとしている。

各市町村に対しては、介護用品の支給が例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、廃止・縮小に向けた具体的方策を検討することとしており、この措置の取扱いは、令和 6 年 3 月末までとしている。

### 令和 3 年度からの見直し

\* 高齢者の給付対象者を住民税非課税者に限定

\* 要介護認定区分を段階的に縮小

令和 3 年度

要介護 1～5

令和 4 年度

要介護 2～5

令和 5 年度

要介護 3～5

## 令和 6 年度（第 9 期計画）以降の方向性

### （第 8 期計画の抜粋）

#### 2 家族介護者への支援

##### （1）高齢者おむつ等給付事業

おむつの現物給付を実施し、家族の負担軽減を図っています。

今後も引き続き事業を継続して実施してまいります。段階的に給付対象者の要件の見直しを行っていくとともに、おむつの使い方に関する啓発を進めてまいります。

### （今後の方向性）

地域支援事業の措置期間の終了に伴い、財政への負担は避けられない状況となる。

○ 支給対象となる要介護度の見直し

○ 給付限度額の縮小

○ 26 市のうち 17 市が市単独事業（一般財源）

令和 3 年度決算額 22,210,340 円（現金給付除く）

## 給付状況（令和3年度実績）

認定区分	人数	金額	令和6年度以降		
要支援1	19	915,530			
要支援2	47	2,085,820			
要介護1	115	4,339,350	10,096,610		
要介護2	159	5,757,260			
要介護3	116	4,215,480	9,112,380	9,112,380	4,896,900
要介護4	85	3,079,410			
要介護5	47	1,817,490			
合計	588	22,210,340	19,208,990	9,112,380	4,896,900

地域支援事業 = 市負担19.25%（令和3年度決算額 22,210,340円 = 市負担 4,275,490円）

- ◆平成21年度 事業開始当初〔要介護3～要介護5〕
- ◆平成24年度 事業拡大〔要支援1～要介護5〕
- ◆令和3年度 段階的縮小〔住民税非課税、令和5年度には要介護3～要介護5に縮小〕

※令和3年3月末までの給付対象者は、住民税が非課税である限り給付の対象としている。

地域支援事業で実施している5市（あきる野市含む）のうち、3市が要介護4～要介護5を対象者としている。